

第1回宮崎地方最低賃金審議会の開催について（公示）

宮崎労働局一般公示第2号

宮崎地方最低賃金審議会を次のとおり開催しますので、傍聴を希望される方は下記の申込要領によりお申込みください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一般の方の傍聴はできる限りご遠慮いただきますようお願いいたします。

また、報道関係者の方の傍聴に当たっては、1社につき2名までとさせていただきます。

令和3年6月17日

宮崎労働局長

記

- 1 日時 令和3年7月2日(金)午前10時から午前11時まで
- 2 場所 宮崎合同庁舎2階共用大会議室
宮崎市橘通東3丁目1-22
- 3 議題
 - (1) 会長及び会長代理の選出について
 - (2) 宮崎県最低賃金の改正に係る諮問について
 - (3) 今後の審議の進め方について
 - (4) その他
- 4 傍聴者 5名
- 5 申込要領
 - (1) 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに、メール又はファックスにて次の事項を明記してお申込みください。(電話でのお申込は御遠慮ください。)
 - ・第1回宮崎地方最低賃金審議会傍聴希望

- ・お名前（ふりがな）
- ・勤務先または所属団体
- ・電話
- ・FAX 番号

申込締切日は、令和3年6月25日(金)17時00分です。(必着)

申込先 宮崎労働局労働基準部賃金室

◎ メールの場合

メールアドレス：chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp

◎ FAXの場合

0985 (38) 8830

(2) 希望者が5名を超えた場合には抽選を行います。そのため、傍聴できない場合もありますのでご了承ください。

抽選となった場合は当落のご連絡を電子メール（申し込みいただいた時のメールアドレスに送付）又はFAX（申し込みいただいたFAX番号）にてご連絡いたします。

※当日は「傍聴申込用紙（申し込みの送信メール又はFAX用紙をプリントアウトしたもの）」及び顔写真付き身分証明書（免許証、社員証等）をご持参いただき、入室の際に提示してください。

(3) 当日は、審議会の開始10分前までにお越しください。

審議会の開始後の入室は認められませんのでご注意ください。

6 その他

(1) 傍聴される場合には、別添の「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。

(2) 車イスをお使いになられる方は、その旨お申込の際にお書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合には、その方の氏名も併せてお書き添えください。

【担当】 宮崎労働局労働基準部賃金室

電話 0985 (38) 8836